

県営駐車場使用料の減免に必要な書類

著しく所得の少ない方で、体に障害等がある方は駐車場使用料が減免になります。
障害の程度は裏面を参照してください。

★提出書類

1. 駐車場使用料等減免等承認申請書
2. 車検証・・・写し（入居者名義の車）
※入居者名義の車でない場合は譲渡証明書及び印鑑証明書添付
3. 住民票・・・家族全員 ※ 続柄等の表示があり、記載省略のないもの
4. 障害者手帳・・・写し
5. 収入を証明する書類・・・世帯員全員の証明
 - ・令和5年度（令和4年分）市町村が発行する所得証明書
 - ・収入の無い方は、非課税証明書（注）18歳以上の入居者の方は、全員提出してください。
6. 勤務先証明書・・・給与所得者の方のみ
 - ・令和4年11月1日以降に転職等された方は、給与支払証明書も必要です。
7. 公的給付などを受けている方
非課税の収入等がある方はそれを証する書類
 - 例・児童手当 ・児童扶養手当証書の写し ・障害児童福祉手当証書の写し
 - ・特別障害者手帳証書の写し ・特別児童扶養手当証書の写し
 - ・その他公的給付の証書等の写し
8. その他
 - ・介護保険被保険者証・・・車を所有していなく介護者等に必要な場合

★減免にあたって

- ・減免開始月は必要書類を全て提出した月の翌月からです。
（継続での申請の場合は4月から）
減免の終了期日は、通常年度末までとなっております。
なお、翌年度も引き続き減免を希望される方は、年度末に同様の書類を提出していただく必要があります。年度末に公社へ申請書希望の連絡をしてください。
- ・使用料金の減免額は、
家賃が減額されている方・・・使用料の半額（100円未満は切り上げ）

お問い合わせ先
入居管理課 申告算定班
電話 022-206-4480

駐車場使用料減免の対象となる身体障害の程度・その他特別な理由に該当する方

1. 身体障害者

・視覚障害	1～2級	・じん臓機能障害	1・3級
・平衡機能障害	3・5級	・呼吸器機能障害	1・3級
・下肢障害	1～6級	・ぼうこう機能障害	1・3級
・体幹障害	1～3級	・直腸機能障害	1・3級
・心臓機能障害	1・3級	・免疫機能障害	1～4級
・脳原性運動機能障害	1～4級		

2. 紫外線要保護者

- ・色素性乾皮症の方（所轄警察署より認定を受けていること）

3. 知的障害者

- ・療育手帳のA